

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きがての翌日)
當日は、その

十六号) 第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示

入会林野整備計画の適否の決定(林務課)

保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

◇公安告示

海区漁調すくい網漁業の操業に関する指示(生活保安課)

◇公報

獵銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

◇雑報

理容師試験等の平成八年度第一回実地試験の実施(県民生活課)

告示

鳥取県告示第二百六十二号

東伯郡赤崎町大字尾張一七三一三尾張地区入会林野整備組合代表者石賀昭一から申請のあつた尾張地区入会林野整備計画については、平成八年三月十五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百一

一 縦覧に供する書類

尾張地区入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年四月九日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務及び赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係は、この告示に係る決定に対し異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十三号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成八年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字川下二五三六の二・二五三六の一(以上の二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新聞六 六八の一・六九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画用途地域

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目121〇

鳥取県告示第二百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年一月十七日 鳥取県指令米土維十第三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市上道町字川向鼻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市元町四

サンスイ土地建物株式会社

代表取締役 小板 裕

公安委員会

鳥取県公安委員会規則第十四号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十三年法律第百一十一号）第一十条第二項の技術上の規格に適合しないこと認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年四月九日

鳥取県公安委員会規則第十四号

申 請 者	氏名又は名称	有限会社マツヤ商会
住 所	所	広島県安芸郡海田町南幸町13-5
者 法人にあってはその代表者	法 人 に あ つ て は そ の 代 表 者	山本 基成
遊 技 機 類	遊 技 機 の 分 区	形 式 名

遊 技 機 種 類	遊 技 機 の 分 区	形 式 名	製 業 者 名	造 番	檢 定 號	有 効 期 間
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ブルドックボス	株式会社エーアイ	640004	平成8年4月9日から3年間	

海区漁業調整委員会規則第十一号

鳥取海区漁業調整委員会規則第十一号

鳥取県海面におけるやくこ網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁りう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和三十四年法律第116号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成八年四月九日

鳥取海区漁業調整委員会委員 佐 竹 嘉 泰

回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	有限会社マツヤ商会	540394	平成8年4月9日から3年間
--------	-------------	-----------	--------	---------------

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成八年五月一日から同年八月二十一日までの間に、やくこ網漁業を操業しようとする者は、使用する船

申 請 者	氏名又は名称	株式会社エーアイ				
住 所	所	東京都葛飾区小菅二丁目8-9				
者 法人にあってはその代表者	法 人 に あ つ て は そ の 代 表 者	安藤 喬雄				
遊 技 機 種 類	遊 技 機 の 分 区	形 式 名	製 業 者 名	造 番	檢 定 號	有 効 期 間
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ブルドックボス	株式会社エーアイ	640004	平成8年4月9日から3年間	
申 請 者	氏名又は名称	有限会社マツヤ商会				
住 所	所	広島県安芸郡海田町南幸町13-5				
者 法人にあってはその代表者	法 人 に あ つ て は そ の 代 表 者	山本 基成				
遊 技 機 種 類	遊 技 機 の 分 区	形 式 名	製 業 者 名	造 番	檢 定 號	有 効 期 間
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ファイナンス	株式会社マツヤ商会	540394	平成8年4月9日から3年間	

申 請 者	氏名又は名称	株式会社エーアイ				
住 所	所	東京都葛飾区小菅二丁目8-9				
者 法人にあってはその代表者	法 人 に あ つ て は そ の 代 表 者	安藤 喬雄				
遊 技 機 種 類	遊 技 機 の 分 区	形 式 名	製 業 者 名	造 番	檢 定 號	有 効 期 間
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ブルドックボス	株式会社エーアイ	640004	平成8年4月9日から3年間	
申 請 者	氏名又は名称	有限会社マツヤ商会				
住 所	所	広島県安芸郡海田町南幸町13-5				
者 法人にあってはその代表者	法 人 に あ つ て は そ の 代 表 者	山本 基成				
遊 技 機 種 類	遊 技 機 の 分 区	形 式 名	製 業 者 名	造 番	檢 定 號	有 効 期 間
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ファイナンス	株式会社マツヤ商会	540394	平成8年4月9日から3年間	

平成8年4月9日 火曜日 鳥取県公報

船舶」といふに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」）の承認を受けなければならぬこと。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

一 承認の内容

（1）承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつては当該漁業に係る漁具を保有する者として、県内に

住所を有しない者にあつては当該漁業に係る漁具を保有する者として、県内に

（2）承認の対象となる船舶

総トン数十トントン未満の漁船

（3）承認を受けた者の操業の条件

イ 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

ロ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

ハ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

二 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

ホ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

二 承認の取消し

一の（1）の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公

告

3 講習時間及び講習課目

（1）講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

1 講習の種別及び受講対象者

（1）初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空氣銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（（2）のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

（2）経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定する者

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成8年5月15日 午前10時0分から 午後4時0分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟 3階第13会議室	岩美・鳥取・郡家・智頭・浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

経験者講習	平成8年5月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村・倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
-------	-------------------------------------	-------------------------	-------------------------

平成8年4月9日火曜日

(2) 講習課目

ア 猛銃及び空氣銃の所持に關する法令

イ 猛銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講者申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地に管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,000円

イ 経験者講習 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

3 試験事項

(1) 理容師実地試験

ア 理容の基礎的技術

(ア) カットティング ミディアム分髪スタイルとする。

(イ) シェービング フェイシャル・シェービング、ネック・シェービング及び顔面処置

(ウ) 整髪 分髪線のある基本整髪とする。

イ 消毒薬の取扱い

ウ 理容を行う場合の衛生上の取扱い

(2) 美容師実地試験

ア 美容の基礎的技術

(ア) 第1課題 ワインディング ノー・パート、シンメトリー構成とする。

(イ) 第2課題 オリジナル・セッティング ノー・パート構成とする。

イ 消毒薬の取扱い

ウ 美容を行う場合の衛生上の取扱い

4 受験願書受付期間

平成8年5月8日(木)から同月14日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(郵送の場合は、平成8年5月14日(火)までの消印の

平成8年4月9日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳瀬孝吉

平成8年4月9日 火曜日

報 公 告 取 鳥

6

あるものに限り受け付けける。)

5 受験願書提出先

〒680 烏取市弥生町302-2 JTB (日本交通公社) 烏取ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部 (持参又は郵送によること。)

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、13,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

7 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間

平成8年5月2日(木)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

電話 0857(29)6086